

大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校寄附金取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校寄附金取扱規程(以下「規程」という。)第8条の規定に基づき、大学等における寄附金の取扱事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附金 規程第2条に定めるところによる。
- (2) 部局 各研究科、高等教育推進機構、研究推進機構、大阪府立大学工業高等専門学校、をいう。
- (3) 部局長 前号に掲げる部局の長をいう。

(受入れの取扱い)

第3条 寄附金の受入れに際しては、寄附目的に従い用途を特定し、大学等における学術研究、教育又は大学等の運営に要する経費(以下「直接経費」という。)に充当するものとする。

2 前項の学術研究及び教育に要する経費には、これらの業務実施に係る経費(以下「管理的経費」という。)を含むものとする。

3 前項の管理的経費は、受入金額に115分の15を乗じた額とする。但し、理事長が特に必要と認めたときは、当該経費を徴収しないことができる。

4 前項により計算した結果、管理的経費に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとし、その端数は直接経費に充てることができるものとする。

(有価証券による寄附)

第4条 株式等による寄附については、公立大学法人大阪府立大学株式等取得取扱要項の定めによる。

2 株式等以外の有価証券による寄附にあたっては、受領後、適切な換金性が確保された時点で、速やかに換金し受け入れるものとする。

(寄附金の用途変更)

第5条 寄附金の用途変更を希望する教員は、用途変更申請書(様式第1号)により理事長に申し出るものとする。

2 理事長は、前項の規定による申出が適当であると認めたときは、用途の変更を承認する

ものとし、使途変更承認書(様式第2号)により通知する。

(寄附金の移管)

第6条 部局長は、当該部局の教員が他大学等へ異動し、引き続き研究等を行なうため寄附金の移管が必要と認めたときは、移管申請書(様式第3号)により理事長に申し出なければならない。

2 理事長は、前項の規定による申出が適当であると認められ、かつ当該教員が異動する他大学等の長の同意が得られた場合に限りこれを承認するものとし、移管承認書(様式第4号)により通知する。

(管理的経費の配分)

第7条 管理的経費は、使途が特定された教員が所属する部局の運営に要する経費(以下「部局経費」という。)、光熱水費、産学官連携推進経費にそれぞれ総額の1/3に相当する金額を配分する。

2 前項により計算した結果、千円未満の端数が生じた場合、端数は部局経費に配分する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。